

ホットとひといき



「自動車事故で被害者になった時は...」

いつもありがとうございます。さて、私たちは建築・不動産のみならず、火災保険や自動車保険業務も行っております。今回は、できれば出くわしたくない自動車事故で被害者になった(ぶつけられた)場合のお話を...

2024年 3月 発行
春号 VOL.33
ホットひといき編集部



【ぶつけられた直後にやること】

- ・自分と相手の車の損傷部写真の撮影。
- ・連絡先の交換。
- ・警察の指示に従い、安全な場所へ移動。
- ・事故状況の相手との会話録音。
(相手の了承を得て警察と一緒にいる時が良いです)
- ・ドライブレコーダー事故時の画像の保存。
(上書き防止のため、SDカードを抜き取るなど)
- ・事故直後は、緊張で痛みが出ないこともあるので、絶対に大丈夫と言わないで、念のため病院に行くと伝えること！

Architectural Design
HOME CRAFT | M

私たちMIYAMOTO-GUMIは、創業から40年以上培ってきた確かな技術力で、お施主さま一人ひとりに寄り添った、あたたかで良質な手づくりの家づくりを目指します。そんな想いを込めて、私たちの家づくりを、HOME CRAFT Mと名付けました。

【相手の保険がケガの補償ありの場合】

保険でこちらのケガもカバーされている場合、病院にかかる費用は出してくれますが、医者が整体、マッサージを受けてもいいという診断書を書いてくれないと、これらは自己負担になります。外傷がないと、湿布と痛み止め、痛み止めの副作用を抑えさせる胃薬をもらえます。しかし調子が悪い時間をだらだら過ごすより、整体や鍼治療で積極的な治療を受けて早く回復したいものです。

【相手の保険が不十分だった場合】

場合によっては慰謝料を支払ってもらえないケースがあります。例えば損害賠償の請求額が、自動車保険の補償額よりも上回ってしまう場合は自分の保険で治療するしかありません。また、相手が自賠責にすら加入していない、いわゆる無保険状態の場合もあり得ます。その場合には、「政府保障事業」という仕組みを利用できます。これは加害者が自賠責保険に未加入の場合に被害者の請求に応じて、政府(国土交通省)が自賠責保険と同等の基準で補償金を給付する制度です。治療が終わった後に一括して請求することになりますが、もらえないよりはマシです。

相手の保険が十分であってもなくても、ぶつけられて得することはありません。また、まずは自分が加害者にならないように、十分に気を付けてハンドルを握らないといけませんね。



代表取締役 宮本 武蔵

新生活応援家電フェア!

エディオンでは、ただ今新生活応援家電フェアを実施しております。エディオン厳選のおすすめ家電をセットでお安く購入して頂くことができます。4月14日までの期間限定販売となっております。同封のチラシに掲載されているもののほかにもお得なセットがたくさんございます。5年の延長保証も付いてきますので安心してご利用頂けます!ご購入を考慮されるお客さまは、お気軽に宮本組までご相談ください。お待ちしております!



HOME CRAFT M のコミュニティサイト「M CLUB」新規メンバー募集中!!

「M CLUB」は、お家に関する情報を交換したり、ポイントをためて景品と交換できるコミュニケーションサービスです。HOME CRAFT M(宮本組)でお家を建てて頂いたOBの皆さまはもちろん、わたしたちを知って頂いている方々ともつながりたいという思いから作りました。ポイント交換景品には、人気の電化製品から商品券などたくさんご用意しております。新規登録頂きますと、必ず500ptプレゼント中です!皆さまのご登録心よりお待ちしております。

《ご登録手順》

- ◆ 右のHOME CRAFT MアプリのQRコードからアプリをダウンロード!
- ◆ 『HOME CRAFT M CLUB』メンバー登録・ログインをタップしてください。
- ◆ 『メンバー登録』をタップしてください。
- ◆ 必要事項を入力し、確認ボタンを押してください。
- ◆ 入力事項を確認して、登録ボタンを押して完了です。



Miyamotogumi Photo



編集部だよ!

冬も終わり、暖かくなりましたね♪
春は新しい事が始まる季節ですが、この春から環境が変わるという方も多いのではないのでしょうか?
我が家の話になりますが、娘が4月から小学生となります。すくすくと成長してくれて嬉しいのですが、幼い頃の事を思うと、少し寂しく思ってしまう自分がいます...(笑)
娘にはこれからたくさんの「初めて」が待っているの、色々楽しみながら、過ごしていってほしいなと思います(^^)

(ホットひといき編集部 吉田)

ホームクラフト エム 株式会社 宮本組
〒526-0033 滋賀県長浜市平方町837
TEL 0749-62-6874 FAX 0749-62-6900
MAIL info@miyamoto-gumi.com
HP https://www.miyamoto-gumi.com
特定建設業 滋賀県知事(特-2)第60812号
宅地建物取引業 滋賀県知事(7)第2489号
日本住宅保証検査機構登録 A5200460
お客さま専用ダイヤル

0120-939-941

*私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

- 知らないで損する「住宅マネージメントサービス(無料)」
- 「エコ地盤改良」で安心安全 + エコな家づくり

MIYAMOTO GUMI 公式HP

facebook

更新中★

Instagram

homecraftm

で検索★

HOME CRAFT M アプリができました!

無料ダウンロード
できます。

